

父母と教師の会（P T A）会則

柏市立松葉第一小学校

## はじめに

PTAとは、「Parent Teacher Association」の略で、P（親）T（教師）A（会）であり、「保護者と教職員の会」という意味です。

PTAの目的は、「子どもたちの健やかな成長をはかること」にあります。そのため、保護者と教職員が同じ会員として協力し合い、学校、家庭及び地域社会における教育について理解を深め、教育の振興に努めるとともに、子どもたちの校外における生活指導、地域における教育環境の改善・充実を図るためのさまざまな活動をおこないます。

子どもの教育において、学校、家庭、社会がそれぞれ役割を分担し、協力し合う体制が必要です。この協力体制は、よりよい地域の教育環境をつくりあげるもので、PTAの役割は大切な位置づけとなっています。

# 柏市立松葉第一小学校PTA会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、柏市立松葉第一小学校PTAと称し、事務局を同校に置く。
- 第2条 本会は、家庭と学校の緊密な連絡により、児童の福祉増進をはかるとともに、会員相互の親睦を深め、教養を高めることを目的とする。
- 第3条 前条の目的達成のため、次の活動を行う。
1. 学校教育の理解と協力に関する活動
  2. 学校の教育的環境の整備をはかる活動
  3. 会員の研修会等の開催
  4. その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第2章 方 針

- 第4条 本会は、本会の目的のための活動する他の社会的団体および機関に対しても協力する。
- 第5条 本会は、自主独立のもので、他の支配は受けない。
- 第6条 本会は、宗教的並びに政治的活動、また営利を目的とした活動はしない。
- 第7条 本会は、学校の経営並びに管理及び人事に関しては直接関与することはできない。

## 第3章 会 員

- 第8条 本会は、児童の保護者及び教職員をもって構成し、任意の団体とする。
- 第9条 本会の会員は、会員として平等の権利と義務を有する。
- 第10条 本会への入会希望は、入会届を提出することにより、入会することができる。
- 第11条 会員は、退会届を提出することにより、本会を退会することができる。
- 第12条 本会へ入会するが諸事情により会員活動に参加できない場合は、活動免除申請を提出することで、PTA活動を免除することができる。

## 第4章 役員及び会計監査

- 第13条 1. 本会に次の役員を置く。  
会長1名（保護者）、副会長3名（保護者）、会計3名（保護者2名、教職員1名）、書記3名（保護者2名、教職員1名）
2. 本会に会計監査2名（保護者）を置く。
3. 役員構成・人数に関しては、PTA活動の状況を勘案して、運営委員会での協議を経て変更することができる。

## 第5章 役員及び会計監査の選出

- 第14条 役員及び会計監査選出のため選出委員会を設ける。  
第15条 選出委員会の構成、任務、役員及び会計監査の選出方法については、細則を定める。

## 第6章 役員及び会計監査の任務

- 第16条 会長は、本会を代表し総会及び役員会、運営委員会、合同委員会を招集し、その他一切の会務を統括する。  
第17条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。  
第18条 会計は、本会の会費の収支にあたり、毎月会計報告を行い、監査を経た年間収支決算を総会に報告する。  
第19条 書記は、総会、役員会、運営委員会、合同委員会の議事を記録し、PTA会報編集・発行を行う。  
第20条 会計監査は、年間2回会計を監査し、総会に報告する。  
第21条 第1項 役員及び会計監査の任期は1年とする。  
但し、再任は妨げない。  
第2項 任期途中で役員または会計監査が退任した場合は、役員会及び運営委員会にて選出し承認する。

## 第7章 会 議

- 第22条 総会は、本会の最高決議機関であり、会長が招集する。  
定期総会は年1回とし、会員の過半数の同意をもって成立する。  
必要のある時は、臨時に総会を招集することができる。  
第23条 総会は、次のことを決議する。  
1. 事業計画及び会務の報告と承認  
2. 役員承認  
3. 予算、決算承認  
4. 会則の変更  
5. その他、運営委員会の提出した事項  
第24条 役員会は、会長が必要に応じて招集する。  
第25条 運営委員会は、会長が招集し、会の重要事項の審議、執行並びに各委員及び、部会の連絡調整にあたる。  
第26条 運営委員会は、毎月1回開催することを原則とし、総会に次ぐ決定機関とする。  
第27条 合同委員会は、必要に応じて会長が招集し審議にあたる。  
第28条 選出委員会は、会長が招集する。  
第29条 議事は、出席人員の過半数をもって決定する。

## 第8章 組 織 と 活 動

- 第30条 本会は、その目的を達成するために運営委員会を置く。  
運営委員会は、役員、委員長と学校教員をもって構成する。
- 第31条 合同委員会は、役員、学級委員、文化、環境、地区の各委員会の全委員と教職員部会の代表をもって構成する。

第32条 会務を遂行するために次の委員会を設ける。

1. 学級委員会

- 学年・学級内の連絡調整や学級、学級の問題を検討し協議すること。

2. 文化委員会

- 会員の親睦を深める活動と教養を高める活動に関すること。

3. 環境委員会

- 児童及び会員の健康増進と環境の整備に関すること。

4. 地区委員会

- 児童の校外生活補導に関すること。  
○ 児童の交通安全対策に関すること。  
○ 地区内の連絡調整や地区の問題を検討し、運営委員会にはかること。

第33条 その他、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第34条 委員会を含む、本会の組織や構成に関して、運営委員会で協議し変更・解散を決定することができる。

## 第9章 会 計

第35条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第36条 会費は、1世帯年額2,000円とする。

第37条 会費は、本会の目的達成のための活動にのみ使用することとする。

第38条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第10章 会 則 の 改 正

第39条 会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。但し、改正案の内容は、総会前にあらかじめ書面でこれを全会員に通知しなければならない。

## 付 則

第40条 校長は、どの会議にも参加することができる。

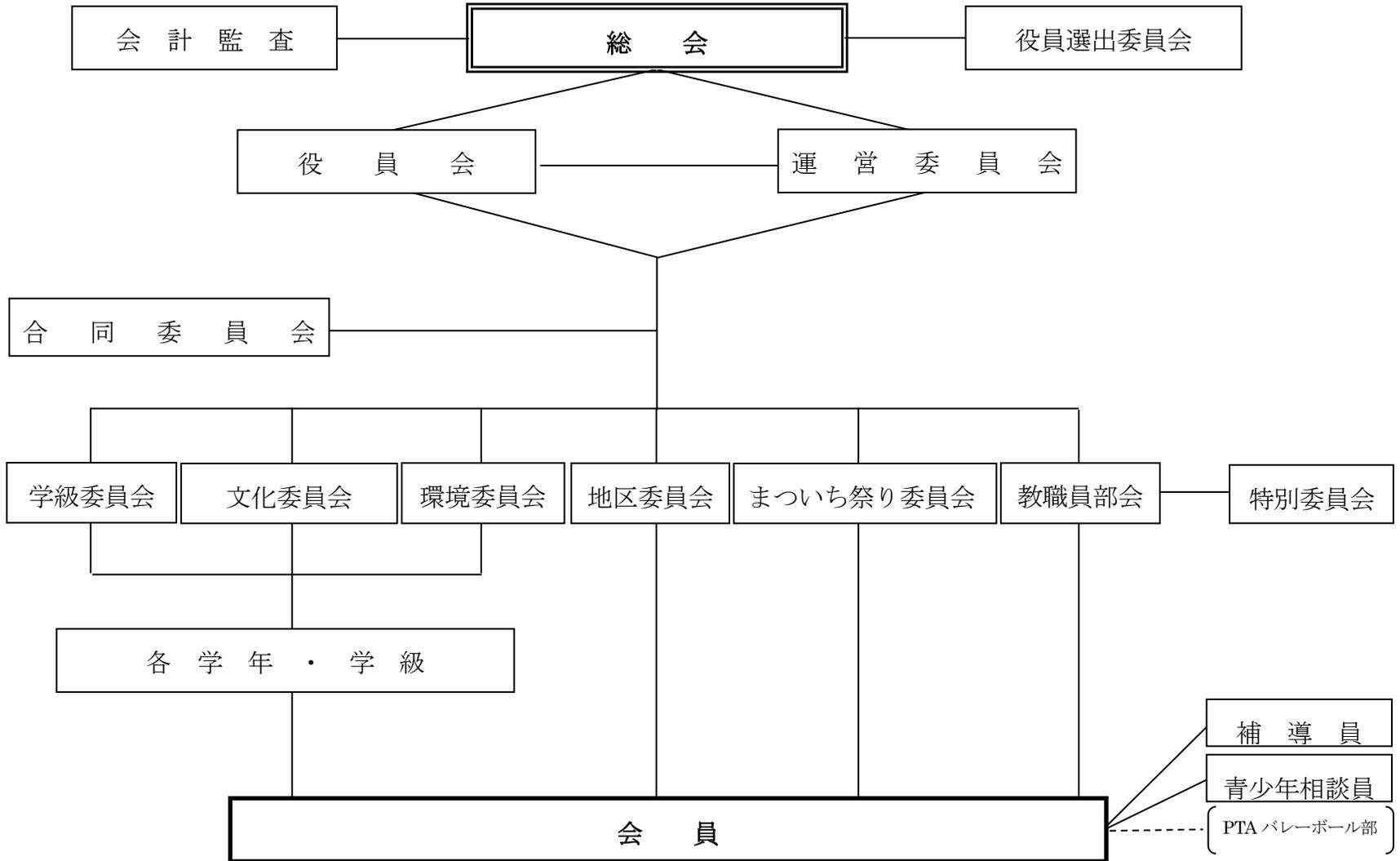
第41条 本会則は、昭和57年12月18日から実施する。

本会則は、昭和59年 3月10日に改正する。

本会則は、昭和62年 4月25日に改正する。

本会則は、平成 8年 4月20日に改正する。

本会則は、平成10年 4月18日に改正する。  
本会則は、平成14年 2月15日に改正する。  
本会則は、平成17年 4月22日に改正する。  
本会則は、平成22年 1月13日に改正する。  
本会則は、平成24年 2月29日に改正する。  
本会則は、平成30年 4月20日に改正する。  
本会則は、令和 元年10月26日に改正する。  
本会則は、令和 4年 4月21日に改正する。



## 松葉第一小学校PTA慶弔顕彰規定

慶弔に関しては、原則として次のとおり行うものとする。

- 第1条 弔慰金については、  
死亡の場合、児童、父母、学校職員ともに5,000円。
- 第2条 転退職記念品について  
教職員の転退職の場合は、記念品を贈呈する。(3,000円)
- 第3条 教職員結婚の場合  
教職員結婚の場合は、祝金 5,000円を贈呈する。
- 第4条 本規定による慶弔金及び記念品は、父母の代表及び教職員の代表が届ける。
- 第5条 本規定に該当しない災害、慶弔慰の必要ある場合は、その都度役員会により決定する。
- 第6条 PTA活動の健全な発展及び松葉一小的教育向上に功労のあった場合については、これを表彰することが出来る。表彰に関しては、役員会及び運営委員会において協議し決定する。
- 付 則 1. 本規定は昭和58年 4月 1日より実施する。  
2. 本規定は昭和59年 3月10日に改正する。

## 役員及び会計監査選出に関する細則

- 第1条 この細則は、PTA会則第5章に基づき役員及び会計監査選出について必要事項を定める。
- 第2条 選出委員会は、1学年から3学年までは各々1名、4学年から6学年までは各々2名、教職員（学校代表）1名で構成し、その中より互選により委員長、副委員長を選出する。補佐として、当該年度の役員より1名加わる。その役員は次年度の役員候補とはなれない。
- 第3条 選出委員の氏名は、全会員に発表する。
- 第4条 選出委員は役員及び会計監査を選出し、定期総会に承認を求めなければならない。
- 第5条 役員及び会計監査の選出は選出委員会に一任される。  
但し、会員は候補者を推薦し、選出委員会に届けることができる。
- 第6条 選出委員が役員及び会計監査候補になった場合は、選出委員を辞任しなければならない。
- 第7条 定期総会において承認された新役員及び会計監査は、その日から就任する。
- 第8条 選出委員会の任期は、委員会の結成されたときから総会において新役員及び会計監査が選出されるまでとする。
- 付 則 本細則は昭和59年 2月25日より実施する。  
本細則は平成 6年12月 7日に改正する。  
本細則は平成 7年 3月 8日に改正する。  
本細則は平成10年 1月14日に改正する。  
本細則は平成14年 2月15日に改正する。  
本細則は平成17年 4月22日に改正する。